

「生きる」を創る。
Aflac

割安な
団体(集団)取扱
保険料にて
ご加入いただけます

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

1

病気・ケガで働けなくなったときの
収入をサポートする保険です

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます
※就労困難状態に該当している場合

2

入院中だけでなく所定の在宅
療養で働けない場合も保障

※就労困難状態に該当している場合

3

働けなくなったときの公的保障を
ふまえ、必要な保障額を
それぞれ設定できる



ご本人は
もちろんご家族も
おトクです!

契約者を社員様(所属員様)にすることで2親等内のご家族も割安な団体(集団)取扱保険料にてご加入いただけます。20名以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。退職(脱退)されても、契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

病気やケガの保障

介護や障がいの保障

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

このパンフレットではご案内しておりません

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

対応する
商品・特約

病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険

- ・「パンフレット」に記載の保障内容および保険料は2019年8月26日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の公的保障制度の内容は2019年6月現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00

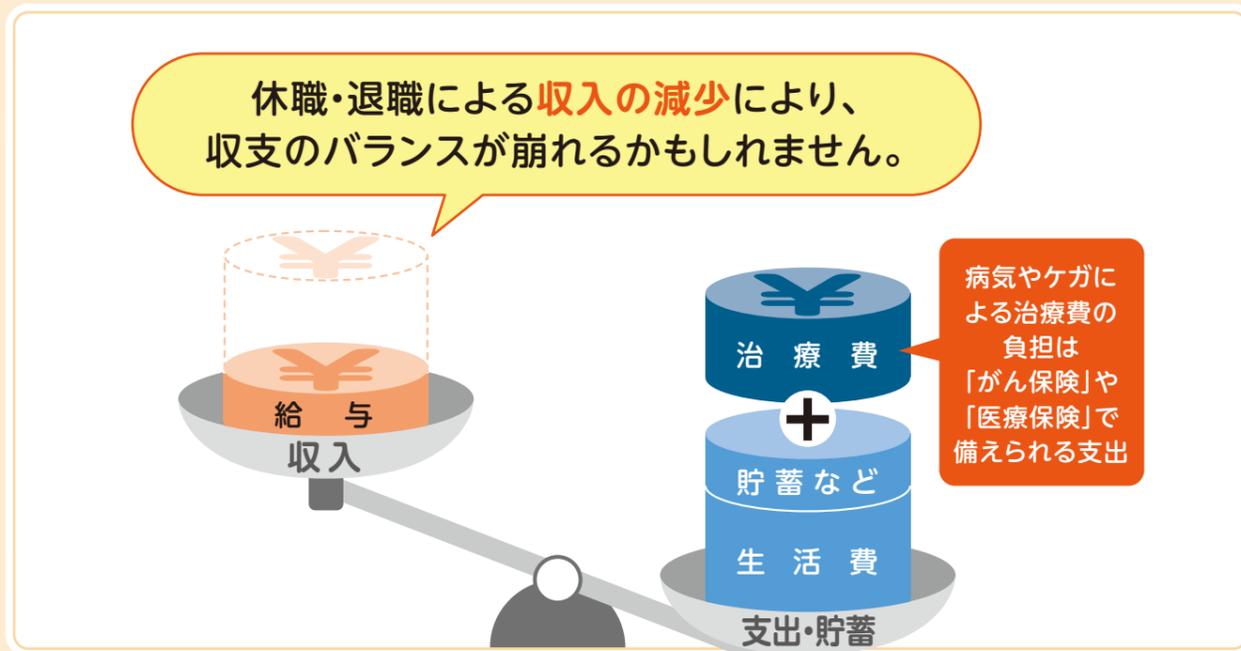
土曜日 9:00～17:00

※祝日を除きます。



病気やケガで働けなくなった場合、その後の生活への備えは十分ですか？

治療費の負担などの「支出の増加」と「収入の減少」によって健康時の生活を維持できない可能性があります。



収入が減っても生活に必要な支払いは続きます。

<p>生活費</p> <p>例えば</p> <p>食費</p> <p>月々平均額 約76,000円</p> <p>光熱・水道費</p> <p>月々平均額 約21,700円</p>	<p>住宅ローン・家賃など</p> <p>月々平均額 約92,500円 (住宅ローン返済額の場合)</p>	<p>お子さまの教育費 (学費・習い事など)</p> <p>月々平均額 約41,100円</p> <p>うち、中学生以上のお子さまがいる世帯</p> <p>約80,800円</p>
--	--	---

「平成30年家計調査結果」(総務省統計局) (https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html) よりアフラック作成

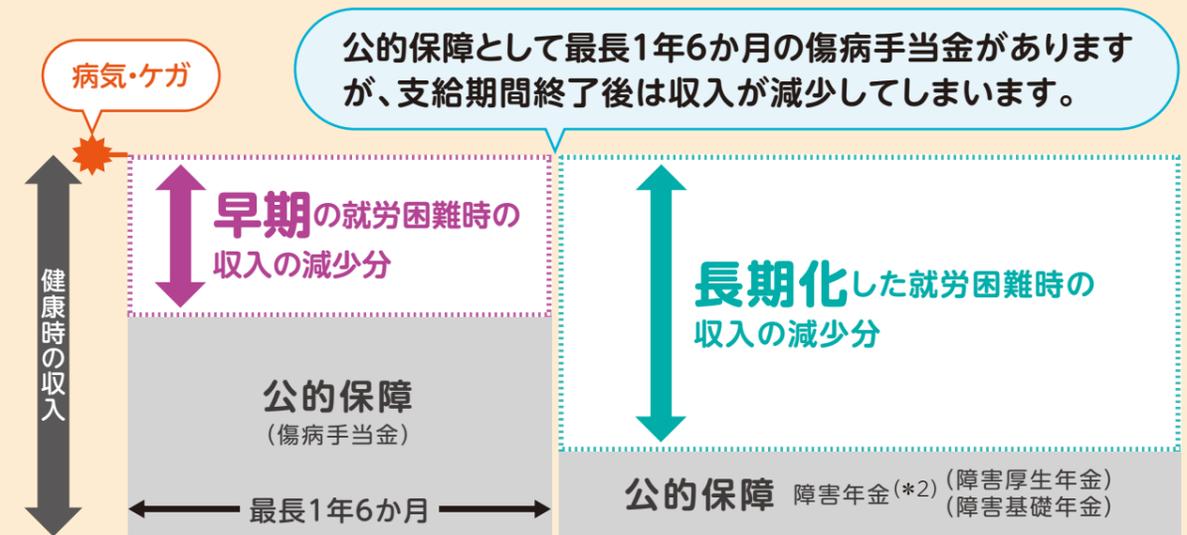
アフラック 2016年2月一般生活者調査 「1世帯あたりの月間教育費」



もしも働けなくなったとき、公的保障だけではカバーしきれない「収入の減少分」に備えましょう！

傷病手当金の支給が受けられる「早期の就労困難時」(1年6か月間)と、傷病手当金の支給がなくなる「長期化した就労困難時」(1年6か月経過後)をふまえ、保障を備えることが大切です。

【被用者保険(*1)にご加入の方の場合】



病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

なら、

「早期の就労困難時」(1年6か月間)と「長期化した就労困難時」(1年6か月経過後)にあわせて必要な保障額を設定でき、収入の減少に備えられます！

【傷病手当金】とは (一般的に、国民健康保険の加入者には傷病手当金はありません。) 会社員などが加入の被用者保険から、業務外の病気・ケガで仕事を休んだ日から連続して3日間の後、4日目以降の休業した日に対して、給与の支払いがない場合に支給されます。支給期間は、支給開始日から最長1年6か月です。支給金額は、給付を受ける月以前12か月の各月の標準報酬月額平均額の3分の2相当の額となります。

【障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)】とは 国民年金や厚生年金から、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)以降65歳になるまでに法令で定める障害の状態に該当している場合に、支給されます。国民年金の加入者は、障害等級1級・2級に認定されると障害基礎年金が支給されます。厚生年金の加入者は、障害等級1級・2級・3級に認定されると障害厚生年金が支給されます。なお、厚生年金の加入者は、国民年金の加入者でもあるため、障害等級1級・2級に認定された場合、障害基礎年金もあわせて支給されます。

(*1) 被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険を指します。

(*2) 障害等級の認定を受けた場合に支給されます。

※上記事例は被用者保険にご加入の方が働けなくなったときのイメージです。公的保障については制度の概要を示しています。

働けなくなったとき

保障内容

プラン例と

保険料表

ご確認事項

カウンセリング



病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

は、**病気やケガで働けなくなったときの公的保障の支給額をふまえて**

「**早期の就労困難時(1年6か月間)**」とあわせて「**収入の減少分**」に備えるこ

「**長期化した就労困難時(1年6か月経過後)**」に**とができます!**

3つの特長

特長

1

病気・ケガで60日以上継続して働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

⚠ **就労困難状態に該当している場合**

特長

2

入院中だけでなく所定の在宅療養で働けない場合も保障

⚠ **就労困難状態に該当している場合**

特長

3

働けない状態が「早期」の場合と「長期化」した場合とで必要な保障額をそれぞれ設定できる

⚠ 「就労困難状態」とは

保障対象となる「**就労困難状態**」とは、被保険者が病気またはケガにより、「**入院**」または「**所定の在宅療養(所定の障害状態を含む)**」のいずれかに該当した状態をいいます。詳細は **P.11** をご確認ください。

保障イメージ(被用者保険にご加入の方)

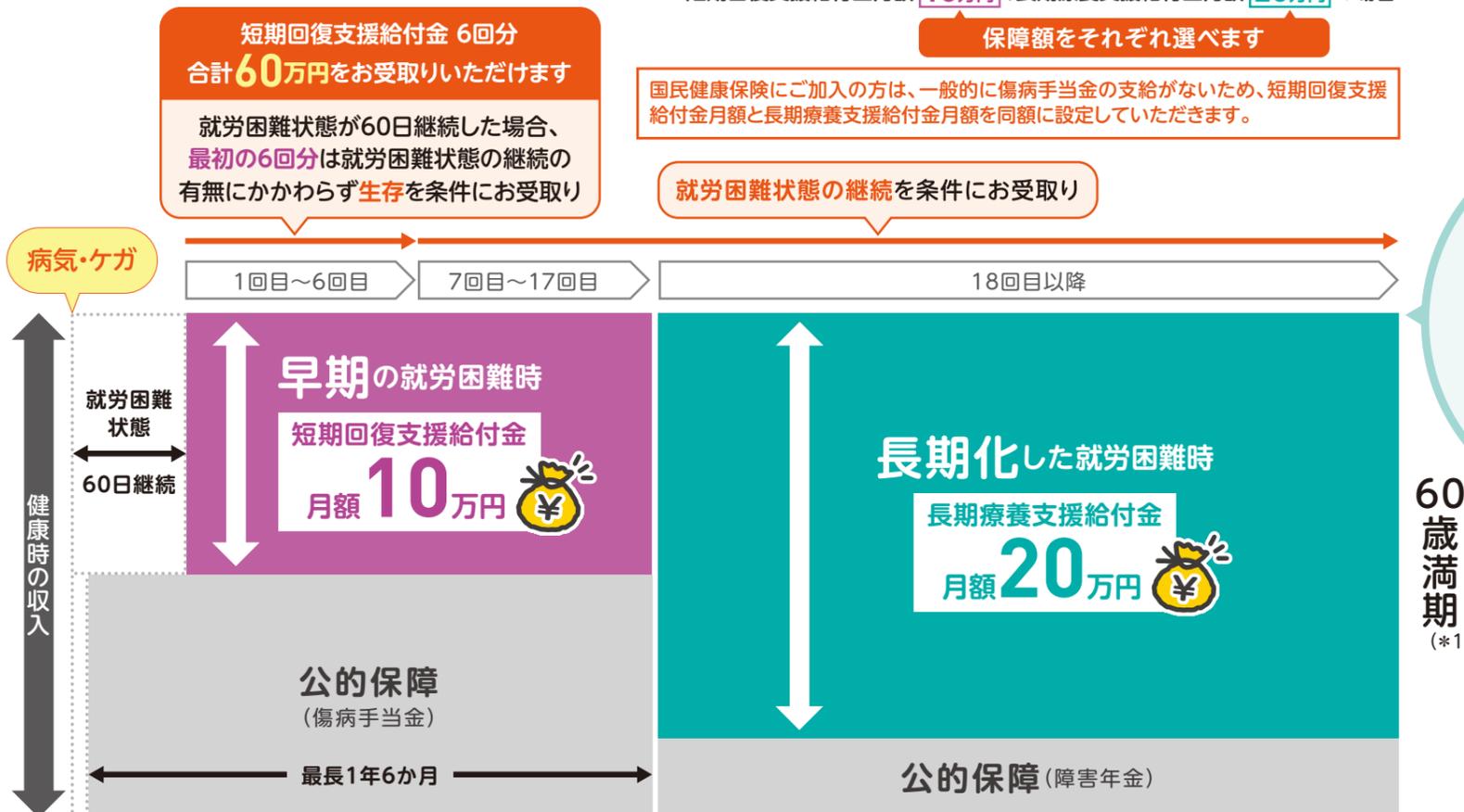
〈例〉保険期間・保険料払込期間:60歳満期(*1)

短期回復支援給付金月額 **10万円**、長期療養支援給付金月額 **20万円** の場合

保障額をそれぞれ選べます

国民健康保険にご加入の方は、一般的に傷病手当金の支給がないため、短期回復支援給付金月額と長期療養支援給付金月額を同額に設定していただきます。

就労困難状態の継続を条件にお受取り



給付金など	支払事由
<p>早期の就労困難時は</p> <p>短期回復支援給付金</p>	<p>1回目~6回目</p> <p>つぎの①②両方に該当したとき</p> <p>①病気・ケガを原因とした就労困難状態に該当する状態が60日継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②つぎのいずれかの日に生存しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目:①に該当した日の翌日 ・2回目~6回目:2回目から6回目までの支払基準日(*2)
<p>7回目~17回目</p>	<p>支払基準日(*2)に就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき</p>
<p>長期化した就労困難時は</p> <p>長期療養支援給付金</p>	<p>18回目以降</p> <p>支払基準日(*2)に就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき</p>
<p>長期療養支援給付金のお支払いがなかったら</p> <p>長期給付無事故支払金</p>	<p>保険期間満了時</p> <p>つぎの①②両方に該当したとき</p> <p>①保険期間が満了したときに被保険者が生存しているとき</p> <p>②保険期間中に長期療養支援給付金が支払われなかったとき</p>

(*1) 保険期間・保険料払込期間は65歳満期もあります。
(*2) 支払基準日については、**P.12** をご確認ください。

※精神障害や妊娠・出産などによる就労困難状態はお支払いの対象とはなりません。
※給付金などのお支払いについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
※公的保障については制度の概要を示しています。当社の保険による保障ではありません。

⚠ **就労困難状態に該当し、給付金をお受取りいただく場合も、引き続き保険料のお払込みは必要です。**

働けなくなったとき

保障内容

プラン取り例と

保険料表

ご確認事項

カウンセリング

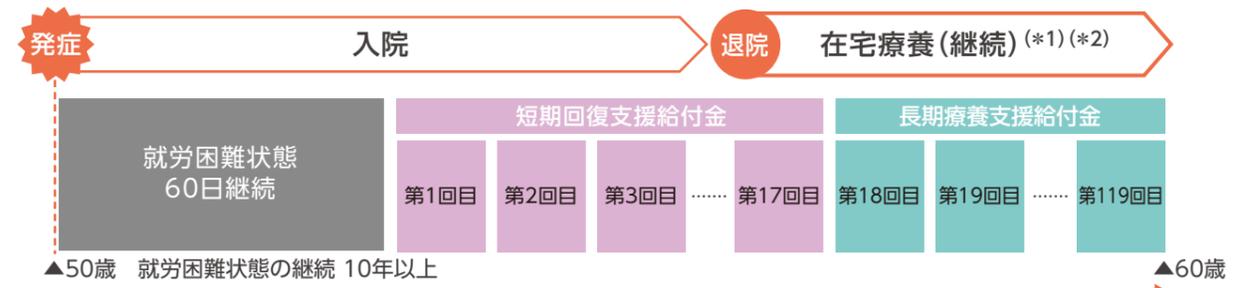
選べる保障プランの例とお受取り例

例えばこんなとき



男性 50歳(発症時) Aさんの場合

Aさんは、仕事中にくも膜下出血で倒れ、大学病院に救急搬送されました。幸いにも一命は取り留めたものの、**180日間入院**しました。退院後は、**医師の指示にもとづき、自宅で在宅療養**(*1)をしていましたが、記憶にも障害が残り、発症して1年6か月後には**障害等級2級に認定**されました。その後も、訪問看護サービスを利用しながら、在宅療養を継続しています。



(*1) 治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態(病院への通院など治療のために必要な外出を除く)
 (*2) 障害等級2級に認定された状態が継続した場合

【60歳満期】

お受取り例

上記の事例により短期回復支援給付金17回分、長期療養支援給付金102回分をお受取りいただく場合

プラン	早期の 就労困難時	長期化した 就労困難時	お受取り例			受取総額
	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金	長期給付無事故 支払金	
プラン A	月額 5万円	月額 10万円	5万円×17回分= 85万円	10万円×102回分= 1,020万円	該当ありません	1,105万円
プラン B	月額 5万円	月額 15万円	5万円×17回分= 85万円	15万円×102回分= 1,530万円	該当ありません	1,615万円
プラン C	月額 10万円	月額 20万円	10万円×17回分= 170万円	20万円×102回分= 2,040万円	該当ありません	2,210万円

国民健康保険にご加入の方は、短期回復支援給付金月額と長期療養支援給付金月額を同額に設定していただきます

※上記事例は、実際にお支払いした事例ではなく、給付金受取のあくまでも一例となります。治療などの条件はすべての方にあてはまるわけでは
 ありません。記載の給付例は、所定の就労困難状態に該当していることを前提としています(給付金の日割計算は考慮していません)。お支払いの
 対象となる就労困難状態の詳細は **P.11**、給付金などのお支払いについての詳細は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 ※上記のプラン以外をご希望の場合は募集代理店へご連絡ください。

働けなく
なつたとき

保障内容

おプラン
受取り例と

保険料表

ご確認事項

カウンセ
リング
サービス

月払保険料表

保険期間・保険料払込期間:60歳満期・団体(集团)取扱

男性
(満18歳～満55歳)

短期回復支援給付金と
長期療養支援給付金の
保険料を記入して、合計を算出

短期回復支援給付金の保険料

長期療養支援給付金の保険料

合計月払保険料

円



円



円

保険料の見方

30歳の場合

短期回復支援給付金 月額5万円の場合

長期療養支援給付金 月額15万円の場合

短期回復支援給付金の保険料

長期療養支援給付金の保険料

契約日の満年齢	給付金月額を1つお選びください			
	5万円	10万円	15万円	20万円
18歳	505円	1,010円	1,515円	2,020円
19歳	510円	1,020円	1,530円	2,040円
20歳	515円	1,030円	1,545円	2,060円
21歳	525円	1,050円	1,575円	2,100円
22歳	535円	1,070円	1,605円	2,140円
23歳	545円	1,090円	1,635円	2,180円
24歳	555円	1,110円	1,665円	2,220円
25歳	565円	1,130円	1,695円	2,260円
26歳	575円	1,150円	1,725円	2,300円
27歳	590円	1,180円	1,770円	2,350円
28歳	605円	1,210円	1,815円	2,400円
29歳	620円	1,240円	1,860円	2,450円
30歳	635円	1,270円	1,905円	2,500円
31歳	650円	1,300円	1,950円	2,550円
32歳	665円	1,330円	1,995円	2,600円
33歳	685円	1,370円	2,055円	2,660円
34歳	700円	1,400円	2,100円	2,720円

合計月払保険料 **3,215円**

【保障額の設定について】

- 短期回復支援給付金と長期療養支援給付金は、月額5万円以上、1万円単位で設定できます。
- 各給付金月額は以下となるようお選びください。

短期回復支援給付金月額 ≤ 長期療養支援給付金月額

- 加入している健康保険種類と額面年収に応じて以下の加入限度額を設けています。

健康保険種類	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金
被用者保険	額面年収の3% (月額20万円限度)	額面年収の5% (月額40万円限度)
国民健康保険	額面年収の7% (月額20万円限度)	額面年収の7% (月額20万円限度)

早期の就労困難時の保障

短期回復支援給付金

契約日の満年齢	給付金月額を1つお選びください		
	5万円	10万円	15万円
18歳	505円	1,010円	1,515円
19歳	510円	1,020円	1,530円
20歳	515円	1,030円	1,545円
21歳	525円	1,050円	1,575円
22歳	535円	1,070円	1,605円
23歳	545円	1,090円	1,635円
24歳	555円	1,110円	1,665円
25歳	565円	1,130円	1,695円
26歳	575円	1,150円	1,725円
27歳	590円	1,180円	1,770円
28歳	605円	1,210円	1,815円
29歳	620円	1,240円	1,860円
30歳	635円	1,270円	1,905円
31歳	650円	1,300円	1,950円
32歳	665円	1,330円	1,995円
33歳	685円	1,370円	2,055円
34歳	700円	1,400円	2,100円
35歳	715円	1,430円	2,145円
36歳	735円	1,470円	2,205円
37歳	755円	1,510円	2,265円
38歳	780円	1,560円	2,340円
39歳	805円	1,610円	2,415円
40歳	830円	1,660円	2,490円
41歳	860円	1,720円	2,580円
42歳	890円	1,780円	2,670円
43歳	915円	1,830円	2,745円
44歳	950円	1,900円	2,850円
45歳	990円	1,980円	2,970円
46歳	1,020円	2,040円	3,060円
47歳	1,050円	2,100円	3,150円
48歳	1,085円	2,170円	3,255円
49歳	1,120円	2,240円	3,360円
50歳	1,160円	2,320円	3,480円
51歳	1,195円	2,390円	3,585円
52歳	1,230円	2,460円	3,690円
53歳	1,275円	2,550円	3,825円
54歳	1,315円	2,630円	3,945円
55歳	1,355円	2,710円	4,065円

長期化した就労困難時の保障

長期療養支援給付金(長期給付無事故支払金の保険料を含んでいます)

契約日の満年齢	給付金月額を1つお選びください			
	5万円	10万円	15万円	20万円
18歳	625円	1,250円	1,875円	2,500円
19歳	655円	1,310円	1,965円	2,620円
20歳	685円	1,370円	2,055円	2,740円
21歳	710円	1,420円	2,130円	2,840円
22歳	735円	1,470円	2,205円	2,940円
23歳	760円	1,520円	2,280円	3,040円
24歳	780円	1,560円	2,340円	3,120円
25歳	800円	1,600円	2,400円	3,200円
26歳	810円	1,620円	2,430円	3,240円
27歳	825円	1,650円	2,475円	3,300円
28歳	835円	1,670円	2,505円	3,340円
29歳	845円	1,690円	2,535円	3,380円
30歳	860円	1,720円	2,580円	3,440円
31歳	880円	1,760円	2,640円	3,520円
32歳	900円	1,800円	2,700円	3,600円
33歳	915円	1,830円	2,745円	3,660円
34歳	920円	1,840円	2,760円	3,680円
35歳	920円	1,840円	2,760円	3,680円
36歳	925円	1,850円	2,775円	3,700円
37歳	925円	1,850円	2,775円	3,700円
38歳	930円	1,860円	2,790円	3,720円
39歳	930円	1,860円	2,790円	3,720円
40歳	935円	1,870円	2,805円	3,740円
41歳	940円	1,880円	2,820円	3,760円
42歳	950円	1,900円	2,850円	3,800円
43歳	960円	1,920円	2,880円	3,840円
44歳	975円	1,950円	2,925円	3,900円
45歳	990円	1,980円	2,970円	3,960円
46歳	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
47歳	1,010円	2,020円	3,030円	4,040円
48歳	1,025円	2,050円	3,075円	4,100円
49歳	1,045円	2,090円	3,135円	4,180円
50歳	1,075円	2,150円	3,225円	4,300円
51歳	1,105円	2,210円	3,315円	4,420円
52歳	1,150円	2,300円	3,450円	4,600円
53歳	1,220円	2,440円	3,660円	4,880円
54歳	1,320円	2,640円	3,960円	5,280円
55歳	1,475円	2,950円	4,425円	5,900円

働けなく
なったとき

保障内容

プラン例と
お支払い例

保険料表
(男性)

確認事項

カウンセリング

月払保険料表

保険期間・保険料払込期間:60歳満期・団体(集团)取扱

女性
(満18歳~満55歳)

短期回復支援給付金と
長期療養支援給付金の
保険料を記入して、合計を算出

短期回復支援給付金の保険料

長期療養支援給付金の保険料

合計月払保険料

円

+

円

=

円

保険料の見方

30歳の場合

短期回復支援給付金 月額5万円の場合

長期療養支援給付金 月額15万円の場合

短期回復支援給付金
の保険料

長期療養支援給付金
の保険料

契約日の 満年齢	給付金月額を1つお選びください			
	5万円	10万円	15万円	20万円
18歳	535円	1,070円	1,605円	2,140円
19歳	545円	1,090円	1,635円	2,170円
20歳	555円	1,110円	1,665円	2,200円
21歳	565円	1,130円	1,695円	2,230円
22歳	575円	1,150円	1,725円	2,260円
23歳	590円	1,180円	1,770円	2,310円
24歳	600円	1,200円	1,800円	2,340円
25歳	610円	1,220円	1,830円	2,370円
26歳	625円	1,250円	1,875円	2,415円
27歳	640円	1,280円	1,920円	2,460円
28歳	650円	1,300円	1,950円	2,490円
29歳	665円	1,330円	1,995円	2,535円
30歳	680円	1,360円	2,040円	2,580円
31歳	695円	1,390円	2,085円	2,625円
32歳	710円	1,420円	2,130円	2,670円
33歳	720円	1,440円	2,160円	2,700円
34歳	735円	1,470円	2,205円	2,745円
35歳	755円	1,510円	2,265円	2,805円
36歳	770円	1,540円	2,310円	2,850円
37歳	790円	1,580円	2,370円	2,910円
38歳	810円	1,620円	2,430円	2,970円
39歳	830円	1,660円	2,490円	3,030円
40歳	855円	1,710円	2,565円	3,105円
41歳	880円	1,760円	2,640円	3,180円
42歳	905円	1,810円	2,715円	3,255円
43歳	925円	1,850円	2,775円	3,315円
44歳	950円	1,900円	2,850円	3,390円
45歳	980円	1,960円	2,940円	3,480円
46歳	1,000円	2,000円	3,000円	3,540円
47歳	1,020円	2,040円	3,060円	3,600円
48歳	1,040円	2,080円	3,120円	3,660円
49歳	1,060円	2,120円	3,180円	3,720円
50歳	1,085円	2,170円	3,255円	3,795円
51歳	1,110円	2,220円	3,330円	3,870円
52歳	1,125円	2,250円	3,375円	3,915円
53歳	1,155円	2,310円	3,465円	4,005円
54歳	1,185円	2,370円	3,555円	4,095円
55歳	1,220円	2,440円	3,660円	4,200円

合計月払保険料 **3,170円**

【保障額の設定について】

- 短期回復支援給付金と長期療養支援給付金は、月額5万円以上、1万円単位で設定できます。
- 各給付金月額は以下となるようお選びください。

短期回復支援給付金月額 ≤ 長期療養支援給付金月額

- 加入している健康保険種類と額面年収に応じて以下の加入限度額を設けています。

健康保険種類	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金
被用者保険	額面年収の3% (月額20万円限度)	額面年収の5% (月額40万円限度)
国民健康保険	額面年収の7% (月額20万円限度)	額面年収の7% (月額20万円限度)

早期の就労困難時の保障

短期回復支援給付金

契約日の
満年齢

給付金月額を1つお選びください

契約日の 満年齢	給付金月額を1つお選びください		
	5万円	10万円	15万円
18歳	535円	1,070円	1,605円
19歳	545円	1,090円	1,635円
20歳	555円	1,110円	1,665円
21歳	565円	1,130円	1,695円
22歳	575円	1,150円	1,725円
23歳	590円	1,180円	1,770円
24歳	600円	1,200円	1,800円
25歳	610円	1,220円	1,830円
26歳	625円	1,250円	1,875円
27歳	640円	1,280円	1,920円
28歳	650円	1,300円	1,950円
29歳	665円	1,330円	1,995円
30歳	680円	1,360円	2,040円
31歳	695円	1,390円	2,085円
32歳	710円	1,420円	2,130円
33歳	720円	1,440円	2,160円
34歳	735円	1,470円	2,205円
35歳	755円	1,510円	2,265円
36歳	770円	1,540円	2,310円
37歳	790円	1,580円	2,370円
38歳	810円	1,620円	2,430円
39歳	830円	1,660円	2,490円
40歳	855円	1,710円	2,565円
41歳	880円	1,760円	2,640円
42歳	905円	1,810円	2,715円
43歳	925円	1,850円	2,775円
44歳	950円	1,900円	2,850円
45歳	980円	1,960円	2,940円
46歳	1,000円	2,000円	3,000円
47歳	1,020円	2,040円	3,060円
48歳	1,040円	2,080円	3,120円
49歳	1,060円	2,120円	3,180円
50歳	1,085円	2,170円	3,255円
51歳	1,110円	2,220円	3,330円
52歳	1,125円	2,250円	3,375円
53歳	1,155円	2,310円	3,465円
54歳	1,185円	2,370円	3,555円
55歳	1,220円	2,440円	3,660円

長期化した就労困難時の保障

長期療養支援給付金(長期給付無事故支払金の保険料を含んでいます)

契約日の
満年齢

給付金月額を1つお選びください

契約日の 満年齢	給付金月額を1つお選びください			
	5万円	10万円	15万円	20万円
18歳	610円	1,220円	1,830円	2,440円
19歳	640円	1,280円	1,920円	2,560円
20歳	670円	1,340円	2,010円	2,680円
21歳	700円	1,400円	2,100円	2,800円
22歳	720円	1,440円	2,160円	2,880円
23歳	745円	1,490円	2,235円	2,980円
24歳	760円	1,520円	2,280円	3,040円
25歳	775円	1,550円	2,325円	3,100円
26歳	790円	1,580円	2,370円	3,160円
27歳	800円	1,600円	2,400円	3,200円
28歳	810円	1,620円	2,430円	3,240円
29歳	820円	1,640円	2,460円	3,280円
30歳	830円	1,660円	2,490円	3,320円
31歳	840円	1,680円	2,520円	3,360円
32歳	845円	1,690円	2,535円	3,380円
33歳	850円	1,700円	2,550円	3,400円
34歳	855円	1,710円	2,565円	3,420円
35歳	860円	1,720円	2,580円	3,440円
36歳	865円	1,730円	2,595円	3,460円
37歳	870円	1,740円	2,610円	3,480円
38歳	875円	1,750円	2,625円	3,500円
39歳	880円	1,760円	2,640円	3,520円
40歳	885円	1,770円	2,655円	3,540円
41歳	895円	1,790円	2,685円	3,580円
42歳	900円	1,800円	2,700円	3,600円
43歳	910円	1,820円	2,730円	3,640円
44歳	915円	1,830円	2,745円	3,660円
45歳	930円	1,860円	2,790円	3,720円
46歳	930円	1,860円	2,790円	3,720円
47歳	935円	1,870円	2,805円	3,740円
48歳	945円	1,890円	2,835円	3,780円
49歳	960円	1,920円	2,880円	3,840円
50歳	985円	1,970円	2,955円	3,940円
51歳	1,015円	2,030円	3,045円	4,060円
52歳	1,065円	2,130円	3,195円	4,260円
53歳	1,130円	2,260円	3,390円	4,520円
54歳	1,240円	2,480円	3,720円	4,960円
55歳	1,410円	2,820円	4,230円	5,640円

働けなく
なつたとき

保障内容

プラン例と
お受取り例

保険料表
(女性)

ご確認事項

カウンセリング
サービス

※詳しくは「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「就労困難状態」とは

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、被保険者が病気またはケガなどにより、以下の①入院または②在宅療養のいずれかに該当する状態をいいます(短期回復支援給付金と長期療養支援給付金は②在宅療養の内容が異なります)。

被保険者が「就労困難状態」に該当したか否かは、当社所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

	短期回復支援給付金 (①入院、②在宅療養(a)(b)のいずれか)	長期療養支援給付金 (①入院、②在宅療養(a)(c)のいずれか)
①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	
②在宅療養	(a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態	
	(b) 所定の特定障害状態に該当した状態(*1) ※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態として当社が定めた状態をいいます。	(c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態

(*1)国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態は、所定の特定障害状態に該当した状態とみなします。

■「障害等級1級または2級」の例(2019年6月現在)

- ・ 緑内障で失明し、一人での外出が困難な状態(治る見込みがない場合)
- ・ 脳梗塞による半身まひにより右半身の上下肢が自力で動かすことができない状態(治る見込みがない場合)
- ・ 慢性腎不全による永続的な人工透析療法を行っている状態(治る見込みがない場合)

※障害等級の認定基準は日本年金機構のホームページなどをご確認ください。

▶「就労困難状態」における在宅療養とは

上記「②在宅療養」の(a)は、病院への通院など必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅などに制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅などからの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。

お支払いする例 ○ 骨折 男性 52歳(受傷時)

交通事故で右足の大腿骨を含む複数箇所を骨折しました。救急搬送され、骨折箇所を固定するための手術を受けました。術後の経過が順調なことからリハビリテーション病棟に移り、機能の回復に専念しました。63日間継続して入院し、退院後も定期的に通院しながら自宅でリハビリを継続しました。幸い後遺症は残らず、今は、仕事にも復帰しています。



お支払いできない例 × 男性 53歳(受傷時) 職業:土木作業員

転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後もギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、土木作業の仕事に復帰できませんでしたが、松葉杖を使えば外出ができ、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。



上記の例における退院後の期間は「就労困難状態」には該当しないため、お支払い対象にはなりません。

「支払基準日」とは

「支払基準日」とは、以下に該当する日をいいます。

- ・ 第1回の給付金については支払事由に該当した日
- ・ 第2回以後の給付金については第1回の支払基準日の後の月単位の応当日(応当日のない月については、その月の末日)

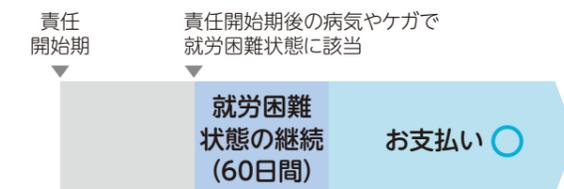


責任開始期前の病気・ケガにより就労困難状態になった場合について

責任開始期前の病気・ケガが原因で就労困難状態になった場合、ご契約後の経過年数を問わず、給付金はお支払いできません。

※責任開始期は、当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。

〈例1〉給付金をお支払いするケース



〈例2〉給付金をお支払いできないケース

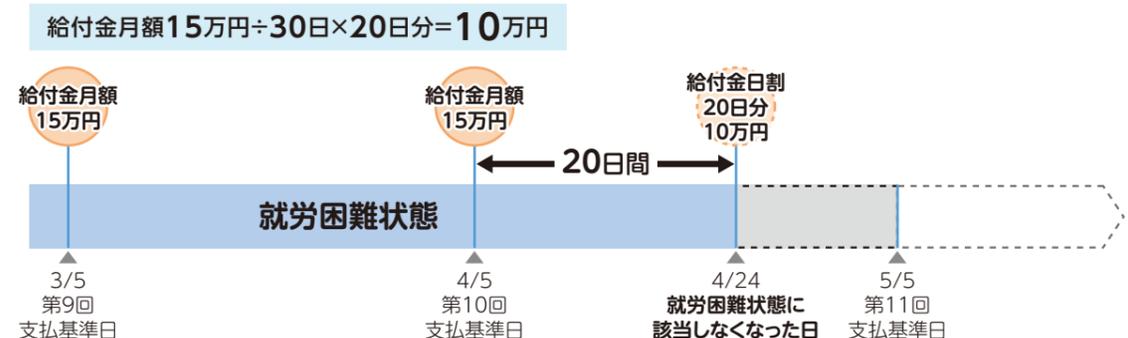


給付金の日割計算について

第6回の支払基準日以後、直前の支払基準日から次の支払基準日までの間に就労困難状態に該当しなくなった場合(または被保険者の死亡などにより保険契約が消滅した場合(*2))は、日割計算した給付金額(給付金月額÷30日×日数分)をお支払いします。 ※1か月を30日として計算します。

(*2)第1回の支払基準日以後、第6回の支払基準日の前日までの期間は、被保険者の死亡などにより保険契約が消滅した場合のみとなります。

〈例〉短期回復支援給付金月額15万円、就労困難状態の継続が20日間の場合



働けなく
なつたとき

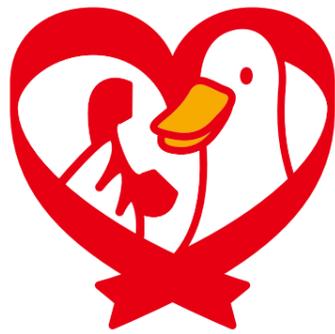
保障内容

プラン
受取り例と

保険料表

ご確認事項

カウンセ
リング



ダックの カウンセリング サービス

サービス内容



メンタルヘルスに関するご相談

相談料・通話料 無料

こころの悩みについて相談したい

提供:(株)法研

●メンタルヘルス電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーがお電話でお応えします。

●メンタルヘルス面談サービス

カウンセリングルーム(全国170か所(*1))にて、「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーによる面談をご利用できます。

(*1)2019年6月現在

障害年金や傷病手当金などに関するご相談

相談料・通話料 無料

※申請代行などにかかる費用はご利用者様負担

公的保障などに関する疑問や悩みについて相談したい

提供:(株)法研

●障害年金電話相談サービス

障害年金の制度全般についてのご相談に「社会保険労務士」などの専門スタッフがお電話にてお応えします。

●社会保険労務士紹介サービス

障害年金の申請などを対面にてご相談された方に、「社会保険労務士」をご紹介します。
※「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様の自己負担となります。

●障害年金に関するガイドブックのご提供

障害年金の制度や認定に向けた手続きなどについて、詳しく解説したガイドブックをご提供します。

●傷病手当金電話相談サービス

傷病手当金の一般的な制度に関するご相談に「社会保険労務士」などの専門スタッフがお電話でお応えします。

●就労復帰に関する窓口のご案内

障害が残った方やうつ病で休職された方の就労復帰の手助けとなる機関(障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど)をご案内します。

病気やケガをしたときの不安や悩みを幅広くサポートします。

ダックのカウンセリングサービスは、
給与サポート保険をご契約の方がご利用いただける付帯サービスです。

このサービスは各サービス会社が提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

病気やケガの治療に関するご相談

病気やケガの悩みについて相談したい

●セカンドオピニオンサービス (ベストドクターズ®・サービス)

医師の紹介および
セカンドオピニオン
受診費用 無料(*2)

セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、優秀な医師の中からご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。
提供:(株)法研

●治療を目的とした 専門医紹介サービス (ベストドクターズ・サービス)

医師の紹介に
かかる費用 無料(*2)

医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師の中から、ご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。
提供:(株)法研

●24時間健康 電話相談サービス

相談料・
通話料 無料

健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が24時間365日電話でお応えするサービスです。
提供:(株)ウェルネス医療情報センター

(*2)検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担
Best Doctors®およびベストドクターズはBest Doctors, Inc.の商標です。

主な注意事項

《ダックのカウンセリングサービス全般に関する注意事項》

- 本サービスを利用できる方は、原則として、給与サポート保険の被保険者の方に限ります(24時間健康電話相談サービスについては、ご契約者様とご家族がご利用いただけます)。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2019年8月26日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービス利用者による本サービス(24時間健康電話相談サービスを除く)のご利用は、給与サポート保険のご契約者様と(株)法研との間の利用規約に基づきます。詳細は<https://www.duckcounseling.jp/>をご確認ください。

《メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項》

- 1回のご利用時間は20分までとなります。

《メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項》

- 1年間(*3)に5回まで無料です。6回目以降は有料となります。

- 1回のご利用時間は50分までとなります。
(*3)4月1日~翌年3月31日までの期間を1年間とします。

《社会保険労務士紹介サービスに関する注意事項》

- 「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様の自己負担となります。
- ご紹介する社会保険労務士は、ご利用者様のお住まいの地域から遠方となる場合がございます。

《セカンドオピニオンサービス/治療を目的とした専門医紹介サービスに関する注意事項》

- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用・交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用などは自己負担となります。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病などの治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。

働けなく
なつたとき

保障
内容

プ
受
取
り
例
と

保
険
料
表

ご
確
認
事
項

サ
ウ
ン
セ
リ
ン
グ
サ
ー
ビ
ス